

## 議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和2年度第11回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第2番川鍋委員さん、

第3番 八木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告いたします。

新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言のため、行事開催はありませんでした。

## 議長

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件を上程致します。

それでは、整理番号1番および2番については、担当委員の私から説明します。

## 委員

議席番号14番 加藤です。整理番号1番について、説明します。1月15日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、主に自家出荷のための野菜を作っていました。(地番・地目・面積)、こちらはしっかりと耕耘されていました。面積が広かったため、果物を植えてはいかがですかとアドバイスをいたしました。

次に整理番号2番について説明します。1月15日に事務局と調査を行いました。(特例適用農地・地番・地目・面積)(地番・地目・面積)こちらにはブルーベリーが植えてあり、除草もしっかりされていました。(地番・地目・面積)こちらには、冬野菜(キャベツ、ブロッコリー等)が植えてありました。

以上です。

## 議長

次に整理番号3番について、小峰委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号10番 小峰です。整理番号2番について説明します。1月13日、事務局と現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、大根やネギ等が栽培されておりました。(地番・地目・面積)、こちらはゆずや栗が栽培されております。(地番・地目・面積)、一団の畑となっており、半分以上は夏野菜や秋野菜が収穫された後で、十分に耕作をされておりました。

以上です。

## 議長

整理番号4番については、石川委員さんの担当となりますが、本日欠席のため、事務局より説明願います。

## 事務局

事務局です。整理番号4番について説明します。1月13日、事務局と関係者立ち合いのもと現地調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)。こちらは、一面茶畑として管理されておりました。(地番・地目・面積)こちら一面が茶畑として管理をされております。一部東京都の委託でツツジが植えられておりました。良好に管理されておりました。

以上です。

## 議長

以上で、担当委員および事務局の説明は終わりました。本件につきまして御質問ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

### 整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和2年7月27日に死亡されたため、相続人である                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、1月13日に野村委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

### 次に、整理番号2番

《証明申請者、主たる従事者、買取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和2年8月18日に死亡されたため、相続人である                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定にもとづき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、1月13日に梅田委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**議長**

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について野村委員の補足説明はございますか。

**委員**

議席番号4番の野村です。1月13日に事務局と調査を行いました。現況調査の結果ですが、当該地には大根、白菜等の野菜が栽培されており畑として問題なく管理をされておりました。

以上です。

**議長**

次に、整理番号2番について、梅田委員さんの補足説明は何かございますか。

**委員**

議席番号7番の梅田です。1月13日に事務局と調査を行いました。畑には、ネギが植わっており、しっかり耕耘されておりました。農地として適切に管理をされていたと思います。

**議長**

以上で担当委員の補足説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

**議長**

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

**議長**

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番 人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年4月4日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、1月15日に森田委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

整理番号6番森田です。農地として適正に管理をされておりました。

以上です。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 2 名]

## 議長

挙手 1 2 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 4 号「特定農地貸付けに関する承認について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定にもとづき、青梅市長から承認申請がありましたので、提案させていただきます。

整理番号 1 番

《農地所有者、権利種類、区画数、所在、地目、面積を読み上げ》

別紙を御覧ください。こちらは市民農園の区画割の案、要綱、申請書の写しとなっております。

現地調査でございますが、1 月 1 4 日に鈴木信義委員さんで行いまして、市民農園開設について、位置、規模など妥当なものであり、特に支障ないとの協議結果となっております。

なお、新町 8 丁目 7 番地の 1 の新町平松農園（1 4 4 区画）において、土地所有者との使用貸借契約が令和 3 年 3 月 3 1 日をもって終了するため、まずは新町平松農園利用者に対し、今回の新規農園への移行をご案内します。その後、残った区画について、広報おうめにて一般から募集を行う予定です。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんからの補足説明は何かございますか。

## 委員

推進委員の鈴木です。以前は植木が植えてあり、現在は伐採中とのことでした。

ただ現在も根が残っているところもあり、今後、機械により整地を進めていくとのことでした。

以上です。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「特定農地貸付けに関する承認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、1件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、9

件で3ページに記載されたとおりです。

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、2件で4ページに記載されたとおりです。

最後に「租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定による証明について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時から開会致します。